

10月1日から特定非営利活動法人（NPO法人）が融資あっせん制度を利用できるようになります

中小規模の特定非営利活動法人(以下「NPO法人」)を中小企業信用保険の対象に追加する法律(「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」)が平成27年10月1日に施行されるのに伴い、世田谷区融資あっせん制度の対象にNPO法人を追加します。

<ご利用いただける方>

- 世田谷区内に主たる事務所の法人登記があること
- 東京信用保証協会の保証対象であること など

信用保証料は自己負担です。

区外に登記を移転した場合は、利子補給を終了します。

審査の結果、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<申し込み時の提出書類>

- 資金ごとに指定されている書類
履歴事項全部証明書・見積書他(詳細は産業振興公社HPやパンフレットをご確認ください。)
- 事業報告書等(特定非営利活動促進法第28条関係)
東京都へ提出したことが確認できるもの。(詳細は東京都生活文化局都民生活部HPまたは、「特定非営利活動法人ガイドブック」をご確認ください。)
書類の確認に時間がかかる場合があります。
また、その他追加書類が必要な場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご相談・お申し込みは・・・

公益財団法人 世田谷区産業振興公社

経営支援係 電話 3411 - 6608

(午前9時～午後5時30分)

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7

世田谷産業プラザ4階

<http://www.setagaya-icl.or.jp/>

